

学校いじめ防止基本方針

春日井市立高蔵寺中学校

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒と一定の人間関係（※1）にある、他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響（※2）を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的、形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うことが必要である。その際、いじめには、多様な態様があることを考慮し、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないようにする。

また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」（以下「いじめ・不登校対策委員会」という）を活用し、組織的に判断する。

さらに、いじめのうち、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは重大事態（※3）として取扱う。

※1 「一定の人間関係」とは

- ・ 学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、当該児童生徒が関わっている塾やスポーツクラブ等の仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒との何らかの人間関係がある状態のことをいう。

※2 「物理的な影響」とは

- ・ 身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることをいう。

※3 「重大事態」とは

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間（30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。欠席期間が7日を経過した際には、児童生徒の心身への被害を鑑み、重大事態に向けて、いじめの調査を慎重に行うようとする。
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生ずるおそれがあると見込まれるとき。

2 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒も被害者や加害者となりうる可能性がある。これらの考えを基本として、教職員一人一人が日頃から些細な兆候及びサインを見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

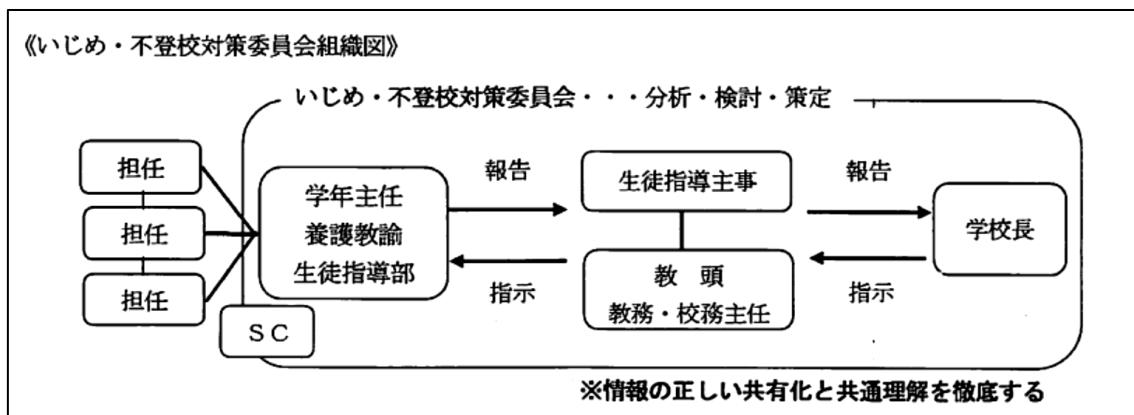
学校は、生徒が各々を取り囲む友人や教職員との信頼関係の中で、安心・安全に生活で

きる場でなくてはならない。生徒一人一人が「安心できる」という実感を持つとともに、互いに認め、尊重し合える人間関係を育み、集団の一員としての自覚と自信を身につけることが出来る学校作りに取り組んでいく。そうした中で、生徒に「自己肯定感」や「自己有用感」を育ませ、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校作りをすすめる。

3 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴えなどを特定の教員だけが抱え込むことのないように、組織として対応する。

校長・教頭・教務主任・校務主任・学年主任・生徒指導主事・保健主事・養護教諭・特別支援学級担任などで構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー、SSWなどを加える。



(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ対策基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。

いじめアンケートや教育相談の結果の集約・分析・対策の検討を行い、いじめ防止対策に努める。

ウ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発

随時、生徒指導便りやホームページ等を通じて、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合には、

正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。

- * 問題の解消には3か月程度必要である。そのため、その間も観察を継続する。
- ・ 事案への対応については適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家や関係諸機関との連携を図り対応する。
- ・ 問題が解消したと判断された場合でも、その後の生徒のようすを見守り、継続的な指導及び支援を行う。

4 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止に向けた取り組み

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長することが出来る学級作りを進める。
- イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育むことが出来る授業作りに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育の充実を図り、命の大切さや思いやりの心を育てる。
- エ 情報モラル教育を推進し、生徒にネットの正しい利用とマナーについて理解を深めさせ、ネットいじめの加害者・被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 保健指導において、いのちの学習を通して、自他を大切にできる心を育てる。

(2) いじめの早期発見に向けた取り組み

- ア いじめアンケートや教育相談を定期的に実施し、生徒の小さなサインも見逃さないように務める。
- イ 教師と生徒及び、教師と保護者との信頼関係作りに努め、相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等の外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら、「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 「被害生徒を守り通す」という姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導及び支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署・児童相談所等関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団作りを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等と連携して行う。

5 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合には「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。

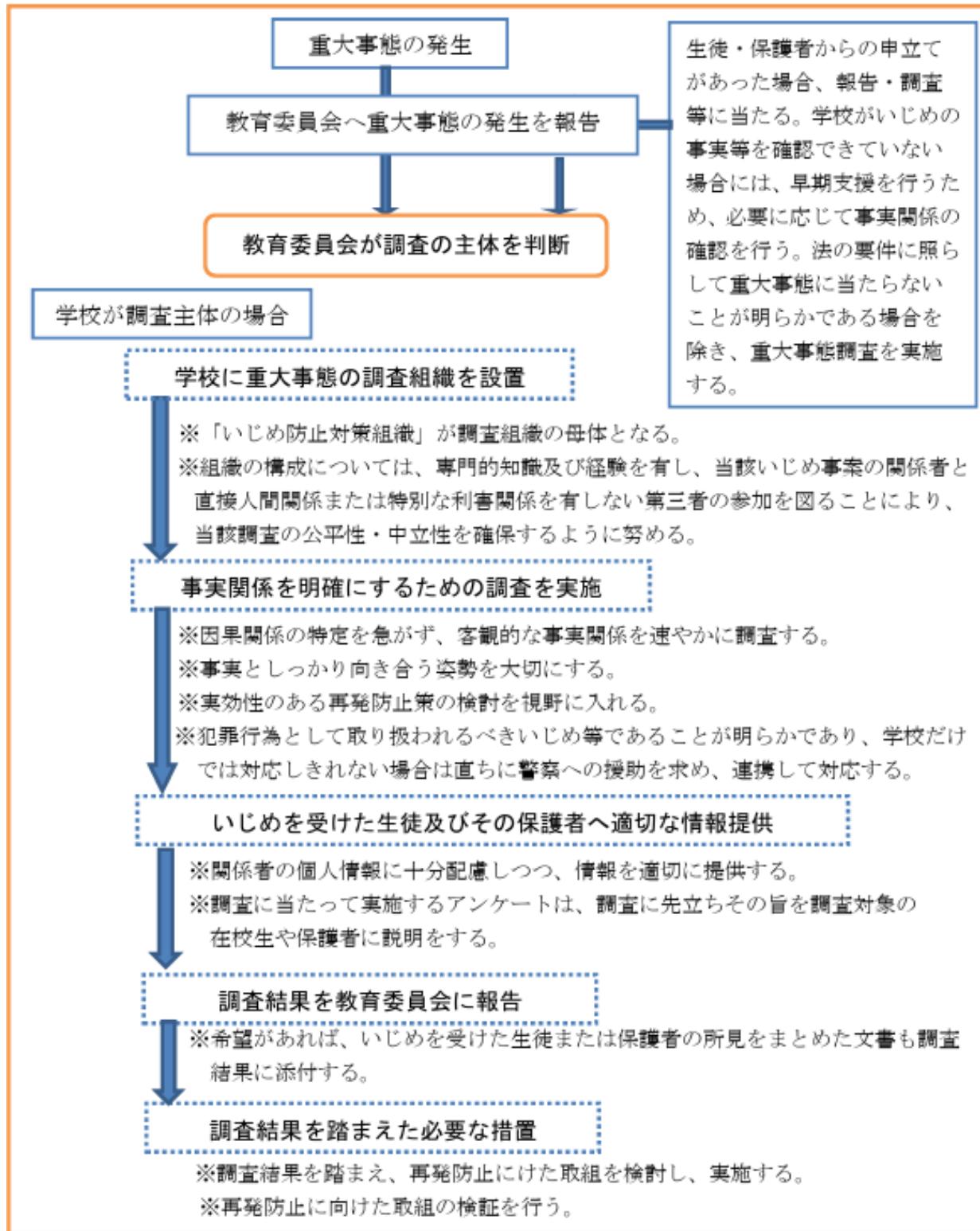
6 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、P D C Aサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取り組み評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

7 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に努める。

【重大事態の対応フロー図】



学校の設置者が調査主体の場合

※学校の設置者が設置する調査組織・関係諸機関の方針に従う。
校内においては学校長の指示のもと、調査への協力、情報の管理を行う。